

津波避難の最後の時間を救助者のために—雄勝病院の悲劇に学ぶ

市立八幡浜総合病院麻酔科 越智元郎

■はじめに 東日本大震災の後12年を経たが、震災の実態を新たに理解するさまざまな機会がある。演者は下記【資料】に示すNHKの番組などから強い衝撃を受けた。

■資料から得た情報

番組Aにおいて、都道府県などが発表している津波の浸水想定区域にある高齢者施設数は3820、このうち震災後に開設された施設は1892(うち60%は1m以上浸水)に上る。これらの施設の入所者総数は5万人、うち自力で歩くことが難しい要介護3以上は3万人という。

番組Bでは、宮城県雄勝町の病院の大津波被災の実態が紹介された—入院患者全員(40人、内35人は病棟内で発見)と職員30人中24人が犠牲に(4人は津波に呑まれた後生還)。

- ・住民P—雄勝病院に駐車したとたんに揺れ、直後に大津波警報。院外に出て来た職員ら15～20人に「津波来るから逃げろ」。職員は「患者さんいるから逃げれねえんだ」と言って、戻って行った。Pは近隣住民の指定避難場所である病院の裏山(距離100m)へ上って生還。
 - ・職員Q—訪問看護先において、車では帰院できなかった。歩いてでも帰院し、入院患者避難を手伝うべきであったか(その結果死ぬとしても)と自分を責める。非番だったのに病院へ行き死亡した同僚Rの家族に済まない。*派遣事務員S—市職員に促され裏山へ避難(負い目あり)。
 - ・非番であったのに病院へ行き死亡したRの家族—Rは患者や同僚に対する愛情から病院へ向かった。自分が親になった今は家族のために逃げると思う。子どもには「まずは自分の命」と。
 - ・食事を摂れなくなり入院し、津波で死亡した高齢Tの家族—避難に尽力してくれた職員に感謝。
 - ・死亡した職員Uの家族—「逃げて構わない」というルールは作れないのか。他の家族からUがもし(救助に加わらずに)生き残ったら、周りや自分自身からの非難で一生苦しむと言われた。
- *副院長(死亡)—病棟が水に沈む段階で、職員に患者救助を止めさせ、屋上へ向かわせた。

■考察と結論

1. 津波浸水域にあり、に自力で避難できない患者・入所者を預かる施設は立地および避難の方策について真剣な検討を。また、職員と患者・入所者全員のための「浮き具」の準備を。
2. 水難時の職員の死が当然であってはならない。避難支援に向かわない選択は許されべき、また避難支援の最期の時間は患者・入所者から手を放し、救助者自身を救助するために使われるべきである。

【資料】 □辰濃哲郎:海の見える病院、東京、医薬経済社、2013

□番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか? ~急増“津波浸水域”の高齢者施設~ (2022/3/18)」

<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p6dZDxzI41/>

□番組B: NHK「海辺にあった、町の病院 震災12年 石巻市雄勝町 (2023/3/11)」

<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p5EzGnko0j/>

□発表スライド等 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/h610.pdf> (右上のQRコード)



水難学会・一般研究発表会 2023年6月10日

津波避難の最後の時間を救助者のために —市立雄勝病院の悲劇に学ぶ—



市立八幡浜総合病院麻酔科 越智元郎

本発表のスライド・口述原稿など(右のQRコード)
<http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/h610.pdf>



皆様、こんにちは！

市立八幡浜総合病院 越智です。「津波避難の最後の時間を救助者のために—雄勝病院の悲劇に学ぶ」と題してお話します。

なお、今回のスライドなどを掲載したウェブ資料の URL を QR コードで示しますので、ご利用下さい。

はじめに

東日本大震災の後12年を経たが、震災の実態を新たに理解するさまざまな機会がある。演者は下記に示すNHKの番組などから強い衝撃を受けた。

- 辰濃哲郎: 海の見える病院 東京、医薬経済社、2013
- 番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか? ~急増"津波浸水域"の高齢者施設 (2022/3/18)」
<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p6dZDxzl41/>
- 番組B: NHK「海辺にあった、町の病院 震災12年 石巻市雄勝町 (2023/3/11)」
<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p5EzGnko0j/>

はじめに。東日本大震災の後12年を経ましたが、震災の実態を新たに理解するさまざまな機会があります。演者はスライドに示すNHKの番組などから、強い衝撃を受けました。

資料から得た情報

- 番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか? ~急増"津波浸水域"の高齢者施設 ~ (2022/3/18)」
<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p6dZDxzl41/>



まず、昨年放送されたNHK「あなたの家族は逃げられますか? ~急増"津波浸水域"の高齢者施設」です。

資料から得た情報

■番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか？
～急増"津波浸水域"の高齢者施設～(2022/3/18)」

○都道府県などが発表している、津波の浸水想定区域
にある高齢者施設数は 3820

○このうち 震災後に開設された施設が1892、
うち60%は1m以上浸水

○これらの施設の入所者総数は
5万人、うち自力で歩くことが難
しい 要介護3以上 は3万人。



この番組において、都道府県などが発表してい
る津波の浸水想定区域にある高齢者施設数は
3820、このうち震災後に開設された施設は 1892
(うち 60%は 1m 以上浸水) に上ります。これら
の施設の入所者総数は 5 万人、うち自力で歩くこ
とが難しい要介護 3 以上は 3 万人と言われます。

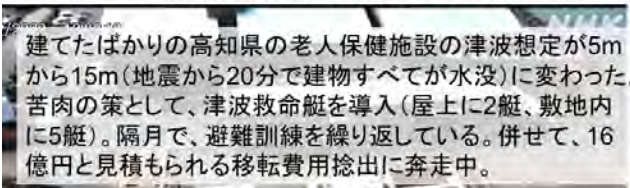
資料から得た情報

■番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか？
～急増"津波浸水域"の高齢者施設～(2022/3/18)」



高知県のある老人保健施設では屋上、敷地内に 7
艇の津波救命艇を備えています。

■番組A: NHK「あなたの家族は逃げられますか？
～急増"津波浸水域"の高齢者施設～(2022/3/18)」



建てたばかりのこの施設の津波想定が 5m から
15m に変わり、地震から 20 分で建物すべてが水没
すると予想されています。苦肉の策として、津波救
命艇を導入し、併せて、16 億円と見積もられる移転
費用捻出に奔走中です。



また、隔月で津波救命艇を用いた避難訓練を繰り返しています。

資料から得た情報

■番組B: NHK「海辺にあった、町の病院 震災12年 石巻市雄勝町 (2023/3/11)」

<https://www.nhk.jp/p/special/ts/2NY2QQLPM3/blog/bl/pneAjJR3gn/bp/p5EzGnko0j/>



次に、本年3月に放送されたNHK「海辺にあった、町の病院 震災12年 石巻市雄勝町」です。

■番組B: NHK「海辺にあった、町の病院 震災12年 石巻市雄勝町 (2023/3/11)」

宮城県雄勝町の病院の大津波による人的被害
 一入院患者全員が死亡(40人、内35人は病棟内で発見)
 病院にいた職員30人中24人が死亡
 ・4人は津波に呑まれた後生還
 ・訪問看護師1—道路損壊のため、帰院できなかった
 ・派遣事務員1—市職員に促され裏山へ避難

宮城県石巻市雄勝町の病院の大津波被災の実態が紹介されました。入院患者全員が死亡し、全40人中35人は病棟内で発見されています。当日病院にいた職員30人中24人が死亡し、生存した6人のうち4人は波に呑まれた後に生還しています。

2004年の宮城県地震被害想定
 雄勝の津波最高水位は2.4~5.9メートル
 2階天井まで地上6.8m ⇒ 病棟(3階)への浸水なし
 3階天井まで // 10m ⇒ 屋上への避難で職員が津波に巻き込まれることは避けられる
 * 近隣住民の指定避難所となっている裏山まで100m

2004年の宮城県地震被害想定では雄勝の想定津波高は最高5.9m、病院の2階天井まで地上6.8mであり、3階にある病棟への浸水は想定されていませんでした。また海拔10mを超える屋上に上れば、



職員が津波に巻き込まれることはないと考えられています。なお、近隣住民の指定避難所となっている裏山までは100m、2~3分の距離です。

「想定外」を塗り替えて行った現実
 地震直後の津波警報は6m
 ↓ やがて10mに訂正
 防潮堤(5.9m)を越える津波を目撃
 ↓
 2階、3階への浸水、やがて屋上へ
 ↓
 最終的に16mの大津波

しかし、現実には次々と「想定外」を塗り替えて行きました。地震直後の津波警報は6m、やがて女川に10mの津波来襲とは発表されます。雄勝湾でも、高さ5.9mの防潮堤を乗り越える津波が職員に目撃されます。地震から想定より早く、津波が病院へ到達し、短時間で2階、3階へ浸水、やがて屋上へ。最終的に16mの大津波が病院を飲み込みました。

関係者の証言と様々な思い

- ・住民P—雄勝病院に駐車したとたんに揺れ、直後に大津波警報。院外に出て来た職員ら15～20人に「津波が来るから逃げろ」。職員は「患者さんいるから逃げれねえんだ」と言って、戻って行った。Pは指定避難場所である病院の裏山(距離100m)へ上って生還。
- ・職員Q—訪問看護先において、車では帰院できなかった。歩いてでも帰院し、入院患者避難を手伝うべきであったか(その結果死ぬとしても)と自分を責める。非番だったのに病院へ行き死亡した同僚Rの家族に済まない。

番組では、生き残った関係者の証言と様々な思いが紹介されました。ある住民が雄勝病院に駐車したとたんに揺れ、直後に大津波警報。院外に出て来た職員ら15～20人に「津波来るから逃げろ」と言いましたが、職員は「患者さんいるから逃げれねえんだ」と言って、戻って行きました。住民は指定避難場所である病院の裏山へ上って助かりました。

ある看護師は訪問看護先において、車では帰院できませんでした。歩いてでも帰院し、入院患者避難を手伝うべきであったかと自分を責めています。

関係者の証言と様々な思い

- ・派遣事務員S—市職員に促され、裏山へ避難(生き残ったことに負い目を感じる)。
- ・非番であったのに病院へ行き死亡したRの家族—Rは患者や同僚に対する愛情から病院へ向かった。自分が親になった今は、家族のために逃げると思う。子どもには「まずは自分の命を」と教えている。
- ・食事を摂れなくなり入院し、津波で死亡した高齢Tの家族—避難に尽力してくれた職員に感謝。
- ・死亡した職員Uの家族—「逃げて構わない」というルールは作れないのか。他の家族から、Uがもし(救助にかわらずに)生き残ったら、周りや自分自身からの非難で一生苦しむと言われたが、納得はゆかない。

派遣の女子事務員は市職員に促され裏山へ避難しましたが、生き残ったことに負い目があります。

非番であったのに病院へ行き死亡した看護師の娘は、今の自分であれば家族のために逃げると思う、子どもには「まずは自分の命を」と教えています。

食事を摂れなくなり入院したばかりの高齢の義

	<p>母を波で亡くした住民は避難に尽力してくれた職員に感謝していると言います。</p> <p>死亡した職員の妻が「逃げて構わない」というルールは作れないのかと言うと、息子は父が救助に加わらずに生き残ったら、周りや自分自身からの非難で一生苦しむと言われたが、納得できませんでした。</p>
<p>死亡したリーダー(副院長)の思い—生還者の証言による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災以前の家族との会話—「病院は3階建てだから大丈夫。どんな高い波でも2階までだから。最悪の場合は屋上に上がって、そこから津波をながめてやるさ」 ・地震後いったん駐車場に出た時、近所の長老が「津波さくる。早く逃げろ！」これに対し、「患者を置いて逃げられない。さあ、戻りましょう」と職員を促して院内へ。 ・うめきが飛び交う阿鼻叫喚の現場。「もうダメだ！屋上へ上がれ！」「患者を屋上へ」「(職員は)上へ上がれ」と患者避難支援の終わりを宣言。 ・職員らは屋根にしがみつき、波に翻弄されながら雄勝湾に流されていった。屋根に上って助かった看護師のは、離れていく別の屋根の上にあった副院長が最後まで「頑張れよ！」と大声で皆を励ましているのを聞いた。しかし、その声もだんだんと遠ざかって行った。 	<p>勤務医師2人のうちの一人、副院長の思いを生存者が伝えています。</p> <p>家族によると、普段から「病院は3階建てだから大丈夫。どんな高い波でも2階までだから。最悪の場合は屋上に上がって、そこから津波を眺めてやるさ」と言っており、今回の途中までは津波が病棟や屋上に来ないと考えていたことが伺われます。</p> <p>地震後いったん駐車場に出た時、近所の長老が「津波さ来る、病院ではだめだ。早く逃げろ！」これに対し、「患者を置いて逃げられない。さあ、戻りましょう」と職員を促して院内へ戻りました。</p>

	<p>うめきが飛び交う阿鼻叫喚の現場。「もうダメだ！ 屋上へ上がれ！」「患者を屋上へ」という副院長の声が響いています。最後は「(職員は) 上へ上がれ」と患者避難支援の終わりを宣言しました。</p> <p>職員らは屋根にしがみつき、波に翻弄されながら雄勝湾に流されて行きました。屋根に上って助かった看護師は、離れていく別の屋根の上にいる副院長が最後まで「頑張れよ！」と大声で皆を励ましているのを聞いています。</p>
<p style="text-align: center;">考 察</p> <p>1. 津波浸水域にあり、自力で避難できない患者・入所者を預かる施設は 立地 および 避難の方策 (避難計画策定) について真剣な検討を。また、職員と入院・入所者全員のための「浮き具」の準備を。</p> <p>2. 津波難時の職員の死が当然であってはならない。避難支援に向かわない選択は許されるべき、また避難支援の最後の時間は患者・入所者から手を放し、救助者自身を救助するために使われるべきである。</p>	<p>考察です。1) 津波浸水域にあり、自力で避難できない患者・入所者を預かる施設は立地および避難の方策について真剣な検討が必要です。また、水難学会としては、職員と患者・入所者全員のための「浮き具」の準備をして下さることを望みます。2) 水難時の職員の死が当然であってはなりません。避難支援に向かわない選択は許されべきであり、また避難支援の最後の時間は患者・入所者から手を放し、救助者自身を救助するために使われるべきです。</p>

医療機関や施設で用いる搬送器具

①イーバックチェアー



女性でも簡単に操作出来る。
エレベーターが使用出来ない
非常時に使用される。
上階から下階へ搬送する時に
使用する。

- 想定シチュエーション
- ・エレベーターが使えない
- ・避難場所までに階段がある

医療機関や施設で用いることのできる搬送器具
について紹介します。

① イーバックチェアー。上階から下の階へ、被救
助者を座らせた状態で、女性でも軽々と運ぶことが
できます。

②エアーストレッチャー

優れた浮き具ともなる



バルブを開くと自然に空気
が流入しクッションになる。
水平方向、階段降下、引き
上げの搬送がいずれも可能。



② エアーストレッチャー、バルブを開くと空気
が流入し、クッションになります。少ない救助者
が水平方向、上方、下方への搬送を行うことがで
きます。優れた浮き具にもなります。

③ベルカ担架

水難時の水平方向、上方・下方へ
の移動に安全に使用できる。

(1人担ぎも可、ライフジャケット併用)



③ ベルカ担架。救助者1人または2人で水平方
向、上方、下方への搬送を行うことができます。

海上保安庁ホームページより

自己救命策 3つの基本!

大切な命を守るため、そして一人でも多くの方が救助されるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。

- 1 ライフジャケットの常時着用
- 2 防水バック入り携帯電話などの適切な連絡手段の確保
- 3 海のもしもは118番

死者・行方不明者の発生状況

漁船	180
プレジャーボート等	60
その他	60

59%が漁船から

1年間に約300人の方が海難あるいは船舶からの海中転落によって命を落としたり行方不明になったりしていますが、そのうちのおよそ8割が漁船からの犠牲者です。

海上保安庁の資料です。

死者・行方不明者の発生状況

漁船	180
プレジャーボート等	60
その他	60

59%が漁船から

1年間に約300人の方が海難あるいは船舶からの海中転落によって命を落としたり行方不明になったりしていますが、そのうちのおよそ8割が漁船からの犠牲者です。

漁船からの海中転落や海難の際、ライフジャケットの着用により生存率が大幅に向上します。

着用	生存	死亡
未着用	生存	死亡

ライフジャケット着用等についての詳しい情報につきましては

国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/maritime/kogata/s_jyunshu.html

海上保安庁ホームページ
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/marine/kokoro/3tu.html>
 をご参照願います。

海難または船舶から海へ転落した人がライフジャケットを着用している場合、生存率が3倍以上になります。飛行機や船舶だけでなく、水辺に近い病院や施設では職員と入院入所者のために人数分のライフジャケットを備えるべきではないでしょうか。水難の恐れがある地域では老人の日のお祝いに湯飲みでなく、ライフジャケットを贈ることを提案します。

雄勝病院の悲劇を知った今、以下のことを提案します。

- 1) 想定外の津波への対策としての上方避難と病院火災などの際の下方避難の両方に備えた訓練（＋各種搬送手段の導入と使用訓練）が必要です。

今ならこのような対応が望まれる

- ・想定外の津波への対策としての上方避難と病院火災などの際の下方避難の両方に備えた訓練(+各種搬送手段の導入と使用訓練)を。
- ・想定以上の津波の予感(防潮堤を越える津波)
 - ⇒ リーダーが、「身体の弱い職員は裏山へ避難して」などと宣言し、職員全員での対応でないことを明確にする。女性の多い職場ではあるが、「女性職員は全員避難」などの表現もあり得る。
 - * 職員全員で取り組んだ今回の事例で、入院患者をほとんど有効に移動させられなかったことに留意を。
- ・ライフジャケット(LJ)を着用して避難支援を開始する。浸水が迫った状況では、入院患者にLJを着用させ、安定して浮かぶ浮き具に乗せる・掴ませた状態を1つのゴールとする。

2) 津波が防潮堤を越えたなど、想定以上の津波の予感があった場合、リーダーが、「身体の弱い職員は裏山へ避難して」などと宣言し、職員全員での対応でないことを明確にするべきではないでしょうか。病院や施設は女性が多い職場ではありますが、「女性職員は全員避難」などの表現もあり得ます。

職員全員で取り組んだ雄勝病院で、入院患者をほとんど有効に移動させられなかったことを思い起こす必要があります。

3) ライフジャケットを着用して避難支援を開始する。浸水が迫った状況では、入院患者にジャケットを着用させ、安定した浮き具に乗せたり掴ませた状態を1つのゴールとするべきかも知れません。

凍える海に投げ出されて—Never Give Up!

- ・事務職の男性(55)は患者を助けようとしたが、自身も津波に吞まれ、翌朝に救助されるまで、運良く乗り込んだボートで海上を漂流した。
- ・別の男性事務職(47)は津波に巻き込まれた後、がれきや小舟に乗り、18時間近く漂流。翌朝、救助された。
- ・看護助手がいた新館屋上に四方から水が押し寄せ、すぐ膝まで漬かった。バタ足で、流れてきた家の屋根を目指す。何度目かの波で、海に落ち、また屋根にしがみついた。そして、日暮れ前、岩場に泳ぎ着いた。
- ・看護師2人は、つかまった屋根から流されてきた漁船に乗り移り、抱き合って寒さに耐えた。2人とも幼い子供と夫のことを思い浮かべながら、眠らないように言葉を掛け合った。しかし、1人の意識がだんだんと薄れて行った。翌朝、1人が沖に避難していた漁船に救助されて生還。

冷たい海に投げ出され、長時間海上で寒さに震えた職員4人が生還されました。

三陸海岸大津波(1896)生存者の証言

吉村 昭『三陸海岸大津波』文春文庫、2004

- 老女が突然流れ込んだ海水に驚き2人の孫を首にかじりつかせ鴨居に飛びついたら、水は見る間に上昇して顔にまで達した。
- 溺れる寸前、屋根上からの友の声を聞き屋根を突き破り、水中の妻とともに屋根上に引き上げられた。
- 入浴中の女性が風呂桶に入ったまま激浪とともに700m奥の谷まで流された。
- 海上に漂流して助かった者も。ある男は流木に取りすがり3日後岸へ。10km沖の小島に150人泳ぎ着いた例も。



吉村 昭の「三陸海岸大津波」でも、津波に吞まれた後に「奇跡的に」生還できた例が幾つも紹介されています。「Never Give Up!」を心に刻みましょう。

院長妻の戦い・特殊公務災害補償をめぐる

- ・労働災害＝「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条
⇒公務員の公務上の災害は労働者と事業主という私法上のみの関係で発生する労働災害とは異なるため、労働者災害補償保険で補償を行うことは適切ではない(雄勝病院での被災は該当せず)。
- ・公務災害—公務員が公務遂行中に労働災害に遭遇すること。公務災害による損害は国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法によって補償される。

1972年自治省の解釈:救助の職責を持っているのは消防吏員や警察吏員のみ。雄勝病院職員が入院患者を救助するのは職責ではなく、大変な「善行」ではあるが、その結果死亡したとしても、特殊公務災害補償の対象とはならない。

法律的な側面について述べます。院長の妻が地方公務員災害補償法による保障を求めました。しかし、1972年の自治省の解釈で、救助の職責を持っているのは消防吏員や警察吏員のみであり、雄勝病院職員が入院患者を救助するのは職責ではなく、大変な「善行」ではあるが、その結果死亡したとしても、補償の対象とはならないとのことでした。

ある法律家の意見

【質問】 大津波などから患者様を救助することで職員の生命に非常に大きな危険が予想される場合に、職員が救助を諦め避難することに法的な問題があるか？

【回答】

1. 質問について、明確な判断が示されている裁判例等は存在しない。従って、以下は、一般的な法解釈に照らした当職の私見。
2. 刑事責任—保護責任者遺棄や業務上過失傷害などの犯罪が問題となり得るが、この点については刑法には緊急避難という正当防衛の類いの規定があり、医療者が避難したことが犯罪になることは「ない」。
3. 民事上の責任—津波などのような災害が生じ、職員個人が患者等を助けなかったことで責任を問われることはない。ただ、その法的な根拠は明確ではない。

演者がある法律家に、大津波などから患者様を救助することで職員の生命に非常に大きな危険が予想される場合に、職員が救助を諦め避難することに法的な問題があるか？と質問を送りました。いただいた回答としては、

1. 明確な判断が示されている裁判例等は存在しない。
2. 刑事責任—保護責任者遺棄や業務上過失傷害などの犯罪が問題となり得るが、この点については刑法には緊急避難という正当防衛の類いの規定があり、医療者が避難したことが犯罪になることは「ない」。
3. 民事上の責任—津波などのような災害が生じ、職員個人が患者等を助けなかったことで責任を問われることはない。ただ、その法的な根拠は明確ではない。

<p>3. <u>民事上の責任</u>—津波などのような災害が生じ、職員個人が患者等を助けなかったことで責任を問われることはない。ただ、その法的な根拠は明確ではない。</p> <p>○責任を問われる前提として、なんらかの義務違反が必要。見ず知らずの他人を助けることは平時でも義務ではない。</p> <p>○「施設内の患者の安全を確保すること」が診療契約の中身であり、医療従事者にとって業務上の注意義務であることも抽象的には異論は無い。</p> <p>○だからといって、「災害時に」患者の安全が確保できるところまで誘導したりすることが「診療契約」とは言えず、緊急時に患者を避難させることが、医療従事者の業務なのかは明確ではない。医療は病気の治療がメインであり、子どもを預かる小学校とは役割が異なると考える。</p>	<p>民事責任を問われる前提として、なんらかの義務違反が必要ですが、緊急時に患者を避難させることが、医療従事者の業務なのかは明確ではありません。医療は病気の治療がメインであり、子どもを預かる小学校とは役割が異なるとのことでした。</p>
<p style="text-align: center;">過剰な道義的責任への疑問</p> <p>蘇生医療、集中治療などに関った医療者として、犠牲的な死を美化し、結果的に自分や救助者の命を軽視する考え方には賛同できない。</p> <p>■ かりふおるにあ丸沈没事故 出典: フリー百科事典『ウィキペディア』 太平洋を往復する鉱石運搬船が1970年2月、悪天候により千葉県野島崎東方320km地点で沈没し、船長が運命を共に。船長が船と共に死ぬことを選んだ背景には、当時の船員法第12条に「船長の最後退船義務」が規定されていたこと、太平洋戦争において艦長が船と共に死ぬことが事実上不文律化していたことが挙げられる。結局、この事件などが契機となり、同年に船員法12条から最後退船義務が削除された。</p> <p>■ ジョブスの伝説のスピーチ ⇒ 愚かであれ、ハングリーであれ 演者から ⇒ 卑怯であれ、人の命にハングリーであれ</p>	<p>蘇生医療などに携わった演者としては、過剰な道義的責任により職員の生命が失われことを疑問に思います。</p> <p>日本の鉱石運搬船かりふおるにあ丸が1970年、千葉県沖で沈没し、船長が運命を共にしました。船長が船と共に死ぬことを選んだ背景には、当時の船員法第12条に「船長の最後退船義務」が規定されていたこと、太平洋戦争において艦長が船と共に死ぬことが事実上不文律化していたことが挙げられています。スティーブ・ジョブスの伝説のスピーチになぞらえ、「卑怯であれ、人の命にハングリーであれ」と訴えたいと思います。</p>

結 論

1. 津波浸水域にあり、自力で避難できない患者・入所者を預かる施設は **立地** および **避難の方策**（避難計画策定）について真剣な検討を。また、**職員と入院・入所者全員のための「浮き具」**準備を。
2. 津波避難時の職員の死が当然であってはならない。避難支援に向かわない選択は許されるべき、また避難支援の最後の時間は患者・入所者から手を放し、救助者自身を救助するために使われるべきである。
3. **海に投げ出された後でも、浮き具を見つけ、体温低下・外傷・体力の消耗を避け、希望を捨てずに生き延びよう。**

結論です。

1. 津波浸水域にある病院・施設の真摯な準備が必要であること、2. 津波避難時の職員の死が当然であってはならないこと、3. 津波に巻き込まれた後にも、希望を捨てずに生き延びる努力をと強調させていただきます。

以上、ご静聴有難うございました。